

十 九 八 七  
發 行 日 期 初 適 經 払  
行 行 価 利 利 利  
發 行 日 期 初 適 經 扞  
格 子 率 利 利 利  
の の の の の の

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  
平成二十七年三月十六日  
額面金額百円につき百円  
年〇・二〇パーセント

六 五 四  
振替単位 発行額 最低額面金 額

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第五十九回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
額面金額で九百八億七百六十六万円  
一万円

三	二	一
振替法の適	発行の根拠	号及記
の条項	法律及びそ	名称及び記
法	の根拠	記
の適	抛	

財務大臣 麻生 太郎

○財務省告示第三百三十五号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年四月七日

率の後第  
適の二  
用利期  
利子以

すそ五率利一すに五発子年  
るのパ。利のるおか行計當額  
。率一た回結月け月か算期額  
はセだり果に入る超ら償還まで  
○ンしにに行入札(当該開始日)  
・ト、基われ(利付国債の期間が  
○を乗○づれ(利付国債の直近  
五下じ・きた當利付國債の九  
パ回た六算入札(利付国債の九  
|る率六出札(利付国債の直近  
セとがをさ除日の利付国債の九  
ンき○乗れ除日の利付国債の九  
トは・じたくの利付国債の九  
と、○た複。属

(二) 金額を第十六号に規定する期  
日に払い込むこととする。  
額面金額の総額 × 0.20  
100 | × 365 |  
1

発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十九・三一五を乗じ  
たり、各利払期における利  
額に当該非居住者が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額(一)の算式により算出した金  
額に当該非居住者が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額(一)を控除することができる。

十二 初期利子

十一

第二期以後の利子

初期利子

十 十 十 十 十  
八 七 六 五 四

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 額 期  
い 金 所 日 限

(一) 平成三十七年三月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十七年三月十六日  
中途換金の買取りは、平成二十  
八年三月十五日以後において行  
うこととし、その買取金額は、  
次に区分に応じ、それぞれの算  
式により算出した金額とする。  
ままでの間の場合  
ら平成二十八年三月十五日前か

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}}{2} \times \frac{1}{2}$$

平成二十七年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日にについて同じ。）。

齎金額 ×  $\frac{0.20}{100} \times 2$  | -

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100} -$  受入経過利子に相当する金額 )

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出の端数が生じた場合には円未切捨てにては一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じ。 ) 。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.20}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

×

365

(二) 平成二十八年九月十五日以後の場合

## 中途換金の特例

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  )

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
（昭和二十五年法律第七十三号）  
第二十一条の四第一項に規定す  
る特定障害者扶養信託契約の受  
益者及び所得税法等の一部を改  
正する法律（平成二十五年法律  
第五号）第三条の規定による改  
正前の相続税法第二十一条の四  
第一項に規定する特別障害者扶  
養信託契約の受益者を含む。）  
人が、死亡したときにはその相続  
人へ特別区を含み、地方自治法（昭  
和二十二年法律第六十七号）第  
二百五十二条の十九第一項の指  
定都市にあつては、当該市又は  
おいて、災害救助法（昭和二十  
二年法律第一百八十八号）によ  
る救助が発生し、当該個人  
該災害にかかる災害が発生し、当  
該灾害を有する者が、当該

(一) 成二十八年三月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。平成二十七年九月十五日か

(二) 本利子の額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 ×  $\frac{1.9 \cdot 6.85}{100}$  + 経過利息に相当する金額) = 受入経過利息

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

元利金支  
拠場所